

## 那覇市自転車等の放置防止に関する条例施行規則

令和3年3月26日

規則第8号

(趣旨)

第1条 この規則は、那覇市自転車等の放置防止に関する条例(令和3年那覇市条例第2号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(重点区域の公示)

第2条 条例第9条第3項(同条第4項において準用する場合を含む。)の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 重点区域(条例第9条第1項の自転車等放置防止重点区域をいう。次号及び第3号において同じ。)の名称
- (2) 重点区域の区域図
- (3) 重点区域の効力発生年月日(条例第10条第1項及び第2項の規定の適用を開始する日をいう。)
- (4) 放置自転車等に対する措置

(指導の方法)

第3条 条例第10条第1項の規定による指導は、口頭等により行うものとする。

2 条例第10条第3項の規定による指導は、警告シール等の放置自転車等への貼付け等により行うものとする。

(条例第10条第4項の規則で定める期間)

第4条 条例第10条第4項の規則で定める期間は、同条第3項の規定による指導を行った日から起算して6日とする。

(台帳への記録)

第5条 市長は、条例第10条第2項又は第4項の規定により保管した自転車等(以下「保管自転車等」という。)に関し必要な事項を台帳に記録するものとする。

(保管自転車等の公示)

第6条 条例第12条第1項の規則で定める事項は、保管自転車等に係る次に掲げる事項とする。

- (1) 放置されていた場所
- (2) 保管を開始した年月日

(3) 標識番号(地方税法(昭和25年法律第226号)第463条の18第3項に規定する標識に表示する番号をいう。)、防犯登録番号(条例第7条第1項の防犯登録に係る登録番号をいう。)その他の特定に必要な事項

(4) 返還を行う場所及び日時

(5) その他市長が必要と認める事項

(返還のための措置)

第7条 市長は、保管自転車等の所有者について調査し、その所有者が明らかになったときは、速やかに、当該所有者に対して当該保管自転車等を引き取るよう通知するものとする。

(条例第12条第2項前段の規則で定める期間)

第8条 条例第12条第2項前段の規則で定める期間は、30日とする。

(返還の手続)

第9条 保管自転車等の利用者等は、当該保管自転車等又は条例第12条第2項前段に規定する売却代金の返還を受けようとするときは、その氏名及び住所並びに当該保管自転車等の利用者等であることを証するものを提示しなければならない。

2 条例第13条第1項(同条第3項により適用する場合を含む。)の規則で定める額は、別表のとおりとする。

(補則)

第10条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

#### 付 則

この規則は、令和3年10月1日から施行する。ただし、第3条から第9条までの規定は、令和4年4月1日から施行する。

#### 別表(第9条関係)

区分	金額(1台につき)
原動機付自転車	4,000円
自転車	1,000円

#### 備考

1 「原動機付自転車」とは、道路交通法(昭和35年法律第105号)第2条第1項第

10号に規定する原動機付自転車をいう。

2 「自転車」とは、道路交通法第2条第1項第11号の2に規定する自転車をいう。